

第四十八回 参議院内閣委員会會議録第二十六号

昭和四十年六月一日(火曜日)
午後十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 榮君
理事 栗原 祐幸君
下村 定君
伊藤 顕道君

委員 源田 実君
林田 正治君
三木 與吉郎君
村山 道雄君
森部 隆輔君
八木 一郎君
占部 秀男君
鬼木 勝利君

國務大臣

厚生 大臣 神田 博君
國務 大臣 白井 莊一君

政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣總理大臣官房審議室長 松永 勇君
憲法調査会事務局長事務代理 大友 一郎君
總理府總務副長官 古屋 亨君
近畿團整備本部次長 町田 充君
厚生大臣官房長官 梅本 純正君
厚生大臣官房會計課長 戸澤 政方君
厚生省公衆衛生局長 若松 榮一君
厚生省医務局長 尾崎 嘉篤君

厚生省藥務局長 熊崎 正夫君
厚生省國立公園局長 今村 讓君
厚生省社会局長 牛丸 義留君
厚生省児童家庭局長 竹下 精紀君
厚生省援護局長 鈴木 信吾君
事務局側 常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査會設置法等の失効に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○旧軍人等に対する恩給に関する請願(第二七四五号)(第二七四六号)(第二七四七号)(第二七四八号)(第二七八四号)(第二七九三三三)(第二七九四九号)(第二八〇〇号)(第二八一三三三)(第二八一七号)(第二八二四四号)(第二八三二二二)(第二八七三三三)
○國立大学教官の待遇改善に関する請願(第二七四九号)(第二七五〇号)(第二七五一号)(第二七八四号)(第二八一五号)(第二八一六号)(第二八二五号)(第二八三一三三)(第二八三三三三)(第二八五五号)(第二八五六号)(第二八六八八号)

○大東亞戰爭記念章制定に関する請願(第二七五二二二)
○建設省設置法の改悪反対に関する請願(第二七五三三三)(第二七五四四四)(第二七五五五五)(第二七八四三三)(第二八四四四四)(第二八四五五五五)(第二八四六六六)(第二八四七七七)(第二八四八八八)(第二八

四九号)(第二八五〇号)(第二八五一号)(第二八五二二二)
○中学校教職員の給与の合理化に関する請願(第二八五四四四)

○公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(第二七五六六六)(第二七五七七七)(第二七五八八八)(第二七五九九九)
○傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(第二八七四四四)

○委員長(柴田榮君) これより内閣委員会を開会いたします。

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査會設置法等の失効に伴う關係法律の整理に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑も別にならうでありますから、これにて本案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査會設置法等の失効に伴う關係法律の整理に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田榮君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二條により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願います。

○委員長(柴田榮君) 總理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行ないます。政府側から、白井總務長官、古屋總理府總務副長官、町田近畿團整備本部次長、松永内閣總理大臣官房審議室長が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 前回は引き続き二、三お伺いしたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、陸上交通安全調査會の設置について、一、二お伺いしたいと思いますが、五月十八日付で、總理府に陸上交通安全調査會が置かれたようです。そこで、このことでお伺いしたいのですが、まず交通事故の現状はどうなっているかということ、最近五カ年間の傾向ですね。いまこまかい数字は要りませんから、そういう具体的なことについては長官でなくてもけっこうです、どなたでもけっこうです。

○國務大臣(白井莊一君) 陸上交通安全調査會を設置いたしましたのは、私のほうの總理府に交通対策本部がございまして、總務長官がその本部長でございまして、一応形は整っておりますが、その事務局長も、率直に申しまして、ございませぬ。また、總理が座長になりましての交通安全全国民會議につきましても、大体年二、三回は會議を開きたい、こういう考えでございまして、この庶務を取り扱うためにも、さらにまた、各省ばらばらになりがちな交通安全対策につきましても、総合調整、企画立案する場所が必要である、また、事務をとるところも必要というような考えから、この陸上交通安全調査會をつくったわけでございまして。

そこで最近の交通事故の趨勢でございまして、たしか三十五年ぐらいいや、この交通問題が非常に論議せられるようなふうになり、自動車の増加とともに非常に勢いで交通事故がふえてまいりました。

た。そこで国会等においてもその当時やはり論議がかわされて、そこで政府においてもその対策を講ずることになりまして、いま申し上げたような交通対策本部等で対策を練り、また、キャンペーンをいたしました結果、たしか三十六年ごろには、その翌年にはだいぶ減ったんでございませう。減って、一年ほどは非常に減りましたが、また、その後次第に逐次増勢をしまいにしまして、しかし、大都市におきましては、やはりあい交通の混雑に対する訓練もよく届くのと、まあ施設も整い、また、運転者も注意するという事で、絶対数においてはやはり増加しておりますが、その比率においてはやはり減少の傾向をたどっておりますが、むしろ地方におきまして逆に非常にふえておる、雪國の東北方面あるいは金沢、富山という方面とか、あるいは四国方面でもふえるというふうな傾向で、これはやはり施設が整わないところへ自動車が増える、通行者もまたこれにふえる、運転者もふえるというふうなことから、非常に増加率がふえて、地方においてふえてきた原因だと思ひます。そして昨年は御承知のように、一万三千三百からの死者が出たということで、日清戦争にも匹敵するような犠牲者が出たということで、交通戦争といわれるような問題になりました。そこでことし一月五日の總理のこれに対する人間尊重ということからの発言を機会に、政府といたしまして一そうこれに対する対策を練り、PRをし、マスコミにおきましても非常な御協力をいただきまして、本年はその点で死者が、また負傷者も減少している、こういうことでございませう。しかし、これはやはり絶えず対策を練らなざるを得ない、また、行政的ないろいろ施策を講ぜなざるを得ない、行政的ないろいろ陸上交通安全調査室を設けたようなわけでございませう。

○伊藤道雄君 なお伺いたいのは、この調査室の所掌事務ですね。所掌事務は一体どうなっておるかということ、職員の構成、それと予算措置、こういうことについてあわせてお答えいただけますか。

○國務大臣(白井三君) それでは、予算の措置につきましては、実はこれは予算を組んだ後にこれが室を設けるということに最近なりましたので、それで関係の警察庁、運輸省、それから自治省等でもあつた人々を二人ぐらいつつ總理府のほうに出していただいて、いわゆる手弁当でこのことに御協力を願うということで、室長も警察のほうからおいでいただきましたが、そこで予算はそういうふうでございませうが、なお、詳細につきましては古屋副長官のほうから申し上げることにいたします。

○政府委員(古屋亨君) 人員につきましては、室長だけを總理府の参事官のうちから室長の定員を出しまして、あとは当分の間、関係ある省から人員の供出と申しますか、こちらを兼務にしていたのでございまして、警察庁から二人、建設省から三人、それから運輸省から二人、それから文部省からいわけゆるPTAと児童という関係で一名、将来の予算等考慮いたしまして大蔵省から一名、安全運動という点から労働省から一名、一休室長以下十六名だと思ひますが、若干違ひましたらお許しを願ひたいと思ひますが、大体その程度をもって発足いたしました。従来を申しますと、従来は總理府審議室の二名の者でやっておりました。そして、その仕事につきましては、所掌事務でございませうが、陸上交通安全の施策につきましても総合調整を行なう。それから、そういう施策について連絡を行なう。それから、そういう問題でよその省で直接カパーしていかない点はこの行なうという点を中心にいたしました。具体的には先ほど長官がお話しになりました交通安全閣僚会議あるいは總理府に設けられました交通安全本部並びに交通安全国民会議の事項、それから御承知の、交通に關しまして、先般交通一般について御答申をいただきました調査会の答申の推進というふうな事項を中心にして事務を進めてまいりたいと思ひております。

○伊藤道雄君 いま交通対策本部のことについても御指摘があつたわけですが、總理府總務長官を

本部長として、関係各省庁のいわゆる次官クラスをもつて構成されておるいま御指摘の交通対策本部ですね、これとの関係は一体どうなるんですか。

○政府委員(古屋亨君) 交通対策本部は、御承知のように、数年前に閣議決定をもちまして、總務長官を長といたしまして、関係省の次官をもちまして対策本部を設置してございまして、交通に關する何と申しますか、たとえばその当時砂利の輸送の問題、砂利トラック等の問題もございませう、そういう問題を解決してまいつたのでございませう。それから、御承知のように、交通の問題は、警察、運輸その他非常に關係するところが多うございまして、こういうところを総合調整するという事は、やはりそういう調査室をつくりまして、そういう関係省の問題を施策を総合調整いたしまして推進してまいるといふことがきわめて能率的だと考へておるし、總理府における交通対策本部は、依然として残つております、その事務的な調整推進をはかるというのが今度の調査室を設置したのも合理的でございませう。

○伊藤道雄君 たしか昨年三月だったと思ひますが、内閣總理大臣に対する答申をして一応その任務を終つたところの交通基本問題調査会というのがあります。この答申の具体化についてはどのように進められておるのか。

○國務大臣(白井三君) これは昨年三月の終わりで、島田孝一教授を会長とする交通基本問題調査会におきまして、交通の基本問題の中で三編に分かれてございまして、都市交通、また、その他編に分かれてございまして、交通安全問題が取り扱われておりましたので、そこで交通対策本部におきまして、この答申ののつとめて、それぞれ各省で施策を講じつつあるわけでございませう。ただまあどうしてもこういう問題になりますと、各省ばらばらになりがちでございませうので、そこで実はこの参議院地方行政委員会におきまして、道交法、道路交通法の一部を改正する法律案が本院にかかりました際に、その附帯決議で、總理府で総合調整を行なうようにという附帯決議が要請

されてございましたので、そういう御趣旨にも沿ひまして、そこでまあ陸上交通安全調査室というものも設けたのも、実はその御趣旨にもよつたわけでございます。そして、まあいま副長官から申し上げましたように、ここでもいろいろ調査、企画、立案したものを、交通対策本部で、各省のほうにそれぞれこれを示しまして、そしてこれを実行にひきつ移してまいらう。さらに各省ではたしてどれだけのそういう行政の措置をしたか、ここにおいてさらにこれを追跡する、こういうふうなことをいたしたいという考へ方でございませう。

○伊藤道雄君 この調査室はたしか三十五年であつたと思ひますが、道路交通法制定の際、衆参両院の附帯決議の趣旨に基づいて設置された、そういうふうな私ども理解しておるわけですが、この設置も二年を経た三十七年の八月であるわけですね、それから答申後一年を経たおるわけですね。にもかかわらず、あまり具体的な取り進められていないやうな感じが、もしそうだとすると、怠慢のそしりを免れぬと思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(古屋亨君) ただいま先生のお話しの島田孝一先生を長といたしまして答申におきまして、三点につきまして詳細に御答申をいただきました。それに基づいて、これを整理いたしまして、関係省におきまして実行できるものを、あるいは昨年の予算におきましても、たとえば踏切道の改善の問題等につきましても予算を相当計上いたしまして、交通安全の点につきましても相当努力をいたしましたのでございませうが、御承知のやうに、この答申の中には非常に交通投資とか、そういう問題が非常に多うございまして、相当慎重に検討を進めておつたのでございませう。できることから実施をしておつたのでございませう。こういうふうな情勢になりましたので、一そうこれを推進する必要がありますので、ただいま長官からお話しになりましたやうな調査室を設けて、この答申の線に沿つて推進してまいりたい、一そう実行をはかりたいと思ひておる次第でございませう。

○伊藤野道君 最近、私が指摘するまでもなく、交通事故、わけて、いわゆる死傷者が特に激増しておる段階で、こういう問題がどんどん具体的に取り進められないと、ますますもつてこの交通事故は激増の一途をたどつておると思いますね。そこで答申の趣旨を実現させるためには、いまだ少しほど御指摘申し上げた今回のこの調査室とかあるいは交通対策本部、こういうことだけではなく、いまだ少し抜本的にどう何か施策が必要ではないかと思うのですが、この点については、何かお考えがありますか。

○国務大臣(白井 莊一君) この交通安全の問題につきましては、まあ第一には、基本問題調査会の答申にもございまするように、施設をすることが

まず第一と、こういうことでございしますので、それぞれ鉄道等においては踏切を増すとか番人を置くとか、そのほか踏切場所の改善等とか、それから道路につきましても極力、人道のないところにつきましてもガードレールを施設するとか、それぞれ施設にまず重点を置いておりますが、それから信号を非常に増すとか、ただそれだけではなかなか、たとえやはり交通道德という問題にもなりませんけれども、歩行者のほうでもせつ々かくなりましてガードレールがあっても車道を通るとか、あるいは横断歩道があってもそこを通らぬではすに通るとか、要するに、交通規則を守らぬ者もひとり自働車の運転手ばかりでなくて歩行者にもあると、こういうようなこと等々から、結局政府がそういう施策をやることも、広く国民の方々に御協力を願わないと、この効果が十分あがらぬと、こういうことで、実は交通安全全国会議を開きましたのも一つはいろいろお智慧を拝借するとともに、政府に協力をして、全国的な各種団体の方々に代表でおいでをいただきました会議でありますから、それを持ち帰って、広く団体を通じて国民に御協力をいただく、とともに、各方面のマスコミでも非常に御協力をいただいておりますが、特にこういう点に注意をしていただくように、注目をする

ようなあらゆる方法をとったわけでございまして、各省におきましても、非常にそれぞれ、たとえば厚生省等におきましても、負傷した人のアフターケア等においても研究をし、そしてこれの訓練等につきましてもいろいろ研究をして、後々活動のできるようにしたいとか、それぞれやってはいるのでございますが、この際に一そうひとつ努力をしたいということで、いろいろの方策を立てるとともに、この問題はぱっとそのときだけやったんでは効果はありませんから、絶えず施策をやるとともに、国民の方々にも御注意をしていただくというような施策を講ずることが必要だと、実はそういうことで調査室を設けたわけでございまして、今後これをひとつ一そう徹底したいと、こういふ考えであります。

○伊藤顯道君　外国、特に先進国の例を見ると、たとえ交通省を設置して関係行政を一元化して、こういう問題に対処しておると、こういう点が見受けられるわけですが、このような構想は総理府としては何かお考えがありますか。

○國務大臣(白井莊一君) 實はこの交通安全全国民会議を開きましたのも、アメリカで、もうだいぶん前でございますが、やはりアメリカでも、この交通事故の非常な増加に悩みまして、大統領の行政命令で、交通安全全国民会議というものを開いたわけで、そしてたしか二年くらいたってからこれを絶えずやはり行政の上にあらわして、さうにこれをどこまでも追いかけていくことが必要だということで、これもやはり大統領の行政命令で交通安全委員会というものをつくって、そしてこれを民間人も入りまして、そして行政の上これを強く推進するということでずっと続けておるわけでございます、そこで私もその故知にならうてやったわけでございますが、ただこの行政委員会というアメリカのようなものになりますと、民間人を入れての行政をやるということになると、いろいろ問題がありますが、しかし、今後もっと強力な総合調整をする行政機関が必要だということに——この調査室で調査した結果という

ことになりますれば、これは法律の改正なり、国会の御承認を必要とすることになると思うので、その結果によりましては、さらに進んでもう少し規模の大きいしっかりしたものを、ただいまお説のような方向にもいくことも考えなくちやならぬ、こう考えますが、とりあえずそれらの問題を含んで、ひとつ調査室で十分調査してまいりたい、かように考えておる次第であります。

○伊藤顯道君　なお、そのことに関連して、現在陸運局が所掌しておる車の、たとえば登録とか、あるいは車の検査、現在では陸運局が所掌しておるわけですけれども、こういう交通行政の一元化という観点から、たとえばこれを警察のほうに一元化したら、交通行政の一元化に役立つのではないのか。一つの考え方ですが、こういうことに

ついで総理府としてはどのようにお考えですか。
○国務大臣(白井 一君) 確かに交通の問題は、やはり取り締まりの中心は警察でございますので、そこで警察で、たとえばナンバーを車体検査をして出すとか、そういう面につきましても、そ

ちらのほうでやるのが、あるいは免許証にいた
 しまして、いままでより一そうそういうことを
 強くやるとか、そういうことも必要だと考えま
 す。これらもあわせて調査室で、こういうものも
 全部引くるんで調査を、十分専門家等の意見も
 聞きまして調査した上で、処置の必要なことはど
 んどんひとつやってもらう、こういう強い決心で
 交通対策本部のほうにおいても考えておるわけ
 あります。

○委員長(柴田榮君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(柴田榮君) 速記を起こして。

暫時このまま休憩いたします。
午後十時三十三分休憩

午後十一時九分開会
○委員長(柴田榮君) これより内閣委員会を再開いたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑も別にないようでございますから、これにて本案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（柴田栄君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。総理府設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長（柴田栄君） 全会一致と認めます。よつ

て本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願います。

○委員長(柴田栄君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑も別ないようですから、これにて本案の質疑は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見

のおおりの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、討論は終局したものと同認め、これより採決に入ります。厚生省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長（柴田榮君） 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により議長に提出す

べき報告書の作成につきましては、先例により委員長に一任を願います。

○委員長(柴田榮吉) 次に、請願の審査を行ないます。第二七四五号 旧軍人等に対する恩給に関する請願外四十三件の請願を便宜一括して議題といたします。審査は慣例により速記を中止して行ないます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柴田榮吉) 速記を起ししてください。それでは、ただいま御審議を願いました四十四件の請願のうち、国家公務員関係十五件、恩給其濟関係十四件、以上合計二十九件の請願は、いづれも議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付することを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田榮吉) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。なお、報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任を願います。それでは内閣委員会は、これにて散会いたします。

午後十一時十五分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第二七四五号)(第二七四六号)(第二七四七号)(第二七四八号)(第二七八四号)(第二七九三三)(第二七九九号)(第二八〇〇号)(第二八一三三)(第二八二七号)(第二八二四号)(第二八三三三)(第二八七三三)
- 二、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二七四九号)(第二七五〇号)(第二七五一号)(第二八一四号)(第二八一五号)(第二八一六号)(第二八二五号)(第二八三三三)(第二八三三三)

号(第二八五五号)(第二八五六号)(第二八六八号)

一、大東亜戦争記念章制定に関する請願(第二七五二号)

二、建設省設置法の改悪反対に関する請願(第二七五三三)(第二七五四四)(第二七五五五)(第二八四三三)(第二八四四四)(第二八四五五)(第二八四六六)(第二八四七七)(第二八四八八)(第二八四九九)(第二八五〇〇)(第二八五一五)(第二八五二五)

一、公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(第二七五六六)(第二七五七七)(第二七五八八)

二、中学校教職員給与の合理化に関する請願(第二八五四四)

三、傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(第二八七四四)

第二七四五号 昭和四十年五月二十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八ノ一

九東京部軍連盟杉並支部内

本堅造外千五百九十八名

大

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四六号 昭和四十年五月二十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 徳島県名東郡国府町中一五八

高

木堅太郎外千五百九十一名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四七号 昭和四十年五月二十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(七通)

請願者 横濱市金沢区六浦町四、五四六

竹中竜造外千三百九十二名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四八号 昭和四十年五月二十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(十六通)

請願者 福島市方木田東河原二四 築瀬貞

琴外三万十六名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七八四号 昭和四十年五月二十日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 茨城県筑波郡伊奈村大字高岡三一

六茨城軍連盟伊奈支部内

塚

田功外三百七名

紹介議員 川野 三曉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七九三三 昭和四十年五月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 埼玉県越谷市越ヶ谷四、五八二

森田龜太郎外四千二百四十八名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七九九号 昭和四十年五月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 鳥取県八頭郡河原町大字山ノ上一

一六 田淵喜隆外二千二百九十五

名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八〇〇号 昭和四十年五月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(十五通)

請願者 島根県八束郡玉湯町大字玉造三

六三吉野五三外一万七千三百六十

七名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八二三三 昭和四十年五月二十一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 茨城県筑波郡谷田部町大字谷田部

一、四三八 田中孝太郎外千六百

四十一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八一七号 昭和四十年五月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県茅野市金沢二、二六一 笠

原家治外千五百六名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八二四号 昭和四十年五月二十二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 京都市伏見区深草大原谷六休町西

五 森岡國藏外千三百四十三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八三三三 昭和四十年五月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 島根県邑智郡邑智町大字吾郷四三

〇 牛尾國成外二百三十三名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八七三三 昭和四十年五月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 和歌山県西牟婁郡中辺路町温川

久保武七外二百三十四名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四九号 昭和四十年五月二十日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 広島市西観音町二ノ二七二 前川

力外二百九十六名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二七五〇号 昭和四十年五月二十日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 徳島市新浜本町四ノ一ノ二四 高

島津三外三百二十八名

紹介議員 三木 與吉郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二七五一号 昭和四十年五月二十日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(十四通)

請願者 東京都目黒区自由ヶ丘一ノ二四ノ

六 近藤頼己外八百五十五名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八一四号 昭和四十年五月二十二日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 新潟市二葉町三 小林虎五郎外四

十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八一五号 昭和四十年五月二十二日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田町二、二三 鯨

岡松雄外三十九名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八一六号 昭和四十年五月二十二日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市上田字黒石野平二五

ノ一二 齊藤源吉外六十一名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八二五号 昭和四十年五月二十二日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 大阪府堺市鳳中町九ノ三五四ノ

三 小田牧外二百七十七名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八三〇号 昭和四十年五月二十四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(十八通)

請願者 宮城県仙台市北七番丁五九 島内

武文外千二百三十三名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八三四号 昭和四十年五月二十四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(六通)

請願者 鹿児島市下伊敷町六六六 伊藤行

外三百四十四名

紹介議員 田中 茂樹君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八五五号 昭和四十年五月二十四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚町八五 国富松

外十九名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八五六号 昭和四十年五月二十四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 福島市森合西養山一〇ノ七 三宅

皓士外七十九名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二八六八号 昭和四十年五月二十四日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願(四通)

請願者 山形市十日町一ノ五ノ一一 谷口

里次外百九十九名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二七五二号 昭和四十年五月二十日受理

大東亜戦争記念章制定に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋通三ノ二社団

法人全国戦争犠牲者援護会会長

加藤録五郎

紹介議員 安井 謙君

終戦二十周年を機とし、大東亜戦争記念章を制定

し、戦没者並びに従軍者及び関係者に交付するよ

う、全国戦争犠牲者援護会総会(昭和四十年三月

二十四日)の議決により要請するとの請願。

理由

由來、戦争の勝敗にかかわらずおよそ功績あり

し者に対しては行賞があり、また広く関係者に対

し従軍記章を交付されるのが常である。

大東亜戦争における行賞は戦後これをいっさい

中止されてきたが、最近戦没者に対し叙勲が復活

発令されるに至つた。また、大東亜戦争従軍記章

は昭和十九年勅令四百七十七号をもつて廃止さ

れたままである。従来、従軍記章を復活されたい

との意見はたびたび検討されてきたが、この際、

従軍記章に相当する大東亜戦争記念章を制定し、

これを交付されたいとの結論に到達したものであ

る。

第二七五三号 昭和四十年五月二十日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 島根県出雲市大津町 本多靖彦外

千六百二十六名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二七五四号 昭和四十年五月二十四日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松下町一三 上山喬

外五百八名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二七五五号 昭和四十年五月二十日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡福島町旭町 篠原

勝子外千六名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四三三号 昭和四十年五月二十四日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 新潟市浜田中町一ノ五、一六九

馬場房子外二百七名

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四四号 昭和四十年五月二十四日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市馬橋一、四四七 小

檜山信外七百五十二名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四五号 昭和四十年五月二十四日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 新潟県新潟市東海道 野村泰之外

百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四六号 昭和四十年五月二十四日受理

建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家四一三ノ四 浅

野渡夫外四十名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四七号 昭和四十年五月二十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市納屋川岸二、一二五
五 権藤郁男外二百十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四八号 昭和四十年五月二十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 新潟県高田市本城町九 神田芳友
外百九十九名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八四九号 昭和四十年五月二十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 新潟県高田市東本町二丁目 石田
恒雄外百九十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八五〇号 昭和四十年五月二十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 新潟県柏崎市本町二丁目 安達正
一 外百九十九名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八五一号 昭和四十年五月二十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡大潟町九六 若林
幹雄外百九十九名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八五二号 昭和四十年五月二十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市字松戸二、一二五
中島勉外二百九十名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第二八五六号 昭和四十年五月二十日受理
公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 大阪府北河内郡四條畷町南野四〇
八ノ一四 斎藤隆外四十四名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第二八五七号 昭和四十年五月二十日受理
公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 大阪府吹田市内本町五ノ一〇ノ二
七 島安彦外四十二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第二八五八号 昭和四十年五月二十日受理
公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 大阪府豊中市浜六二〇 植村弥左
郎外四十三名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第二八五四号 昭和四十年五月二十四日受理
中学校教職員の給与の合理化に関する請願

請願者 愛媛県松山市中歩行町県PTA会
館内愛媛県中学校長会内 向井一
行外一名

紹介議員 堀本 宜実君
前期中等教育の重責をになう中学校の正しい位置

づけと教職員の給与を合理化するため、左記事項
の実現を図られたいとの請願。

一、中学校を正しく位置づけ、現行の勤務条件待

遇等高等学校との格差を早急に撤廃すること。
二、教職員の三本建給与をすみやかに是正するこ
と。

三、教育職志望者の育英制度の強化、特別加給制
の復活等特別待遇の道を講じ、教職に安住でき
るよう大幅に待遇の改善をはかつて人材確保の
道を講ずること。

理由

前期中等教育の重責をになう中学校は、昭和二十
二年創設以来幾多の悪条件を克服しつつ今日一応
の成果を見るに至った。しかし中学校は伝統浅
く、いまだにその正しい位置づけについて世の認
識を欠いている。特に等しく中等教育を担当する
高等学校と比較するとき、教職員定数、給与、勤
務条件に著しい格差がある。

第二八七四号 昭和四十年五月二十四日受理
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願

請願者 和歌山市中之島四一九和歌山県傷
病軍人連合会内 寺岡秀吉外一名

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第二二八九号と同じである。

昭和四十年六月五日印刷

昭和四十年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局